



相続税土地評価

不動産鑑定士フジミヤの まるっと相続塾

フジ総合グループ
(フジ相続税理士法人/フジ総合鑑定)代表 | 藤宮 浩 不動産鑑定士

[第101回]

騒音・振動のある土地 利用価値の低下を考慮し減額

格にも影響があることが少
なくありません。

相続税の土地評価では、
騒音、振動が甚だしいなど、
付近に比べてその利用価値
が著しく低下していると認
められる「宅地」は、利用価
値が低下している部分につ
いて、評価額の10%を控除
することができるとして
います。

**マイナス要因ある土地
評価額の10%を控除**

騒音や振動は、住環境に
マイナス要因を考慮した上で
付けられている場合には適
用できません。また、その
要因が土地の価格にどれほ
どの影響を及ぼすのかとい
つたことも考慮した上で、
減額が適用できるかどうか
が判断されます。

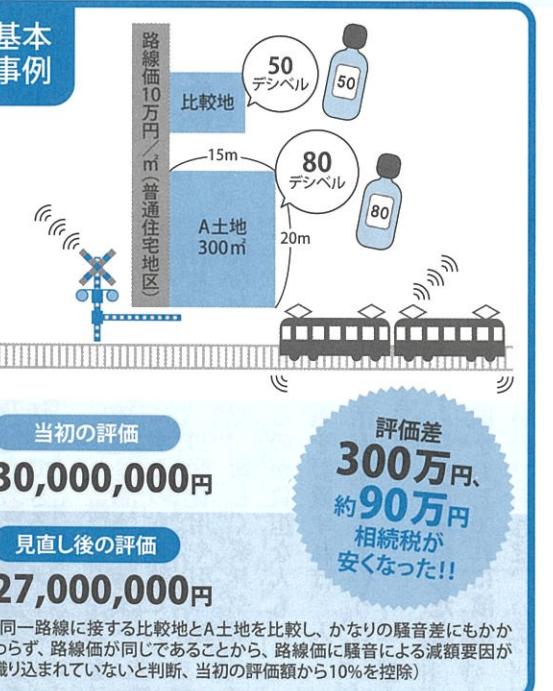
一般に、騒音や振動とい
うのは主観的要素が絡むも
のなので、減額要素として
評価に組み入れてよいもの
か判断が難しい点があるか
が判断されます。

もしそれません。そこで実務
では、裁決事例や環境省に
よる「騒音に係る環境基
準」、またこれを基にして
各自治体が定めている、騒
音についての環境基準を判
断の参考とします。例えば
東京都の場合、第一種住居
地域の昼間の騒音基準は、
原則「55デシベル以下」と

多様な評価減の適用要件

騒音、振動の他にも、「道
路より高い位置にある宅地
または低い位置にある宅地
で、その付近にある宅地に
比べて著しく高低差のある
もの」「地盤に甚だしい凹

凸がある宅地」「日照阻害、
臭気、忌み(墓地)などによ
り、その取引金額に影響が
あると認められるもの」な
ど、土地の利用価値が付近
の土地に比べて著しく低下
していると認められる場合
には、同様に、10%の評価減
が適用できる場合がありま
す。



Profile



不動産鑑定士
フジミヤ先生



地主
一郎

父の土地を40万円以上相
続した50代の男性。土地はたく
さん持っているが現金はあまり
なく、相続税を納めるのが大
変だった。

マモルの長男。35歳。奥さんは
里帰り出産中。相続で苦労する
両親を見て、相続対策について
興味を持ち始める。

